

[台湾の輸出入の通関手続きなど]

■ 概要

通関とは、法令で定める手続きを履行して、輸出、輸入、搬送することをいいます。

具体的には、税関への輸出入の内訳を申告した後、税関が申告書類の審査及び輸出入貨物と輸送手段の検査、関税の徴収及び輸出入承認などの一連の手続きを進行することをいいます。

通関については、どの国でも通関専門家に委任して業務を処理するケースが多い関係で、貿易業務を長く進行している人も詳しくは知らないケースが多いです。しかし、貿易における通関がなければ、ただ一つの物品も国境を行き来することがないので、有事の際、自分の防御のためにも概略的な内容は必ず把握しておくことをお勧めします。

このような観点から、以下では通関はもちろんのこと、通関にかかわる他の部分までの概要を説明することになっています。

以下で説明する内容のうち、多くの部分は国際条約等により、各国の法令に包摂されています。したがって、国別の制度は多くの類似点を持っており、条約で強制的に規定されていない領域などで制度が異なります。

○台湾の輸出入通関業務は、財政部傘下の関税総局で総括し、具体的な業務は4ヶ所の税関局(以下の税関といいます)で処理します(高雄、台中、台北、基隆の関税局)

○台湾は、経済全体での貿易が占める割合が大きく、早くから通関制度およびそれに関連するすべての業務のコンピュータ化、デジタル化を追求してきた関係で、現在、非常に効率的な貨物通関自動化制度を運営しています。(T/V System: Trade Value Add Network)

■ 台湾の輸出入の一般通関の基本的な流れ

輸出入通関制度を大別しようとする、一般通関と特別通関に大別することができ、特殊通関は、通関の特例が規定されている郵便物通関、旅行者通関、宅配貨物通関などに分かれています。以下ではまず、一般的通関を調べて、特殊通関は後述することにします。

◎ 概要

台湾の原則的な通関手続きは下記のようにあり、すべての輸出入物品は通関手続きを通さなければなりません。

1) 輸出通関手続き

物品の確保⇒税関に輸出申告⇒通関方式の決定(C1、C2、C3)⇒検査手続の実施(検査省略、書類検査、物品検査のいずれか)⇒輸出免許⇒船積および出港

2) 輸入通関手続き

品物の到着⇒CY または保税倉庫に貨物搬入⇒税関に輸入申告⇒税関の審査及び通関方式の決定(C1、C2、C3)⇒検査手続の実施(検査省略、書類検査、物品検査のいずれか)⇒関税等の費用の納付⇒輸入免許⇒出荷⇒事後税額審査

※台湾では現在、輸出時に関税が課される品目は存在しません。したがって、輸出通関は輸入に比べて簡易な手続きで迅速な通関が可能であり、以下では主に輸入通関で問題になる部分を中心に簡単に説明することにします。

◎ 保税区域への搬入

◎ 輸出入申告

1) 概要

2) 必要な資料

3) 申告人と管轄税関

◎ 税関の通関審査

1) 通関審査方法の決定

2) 審査省略(C1 方式)

3) 書類検査(C2 方式)

4) 書類および物品検査(C3 方式)

◎ 関税等の納付、担保の提供(輸入時)

1) 納税後の通関 - 申告納付制度(先通関、後審査)

2) 通関手続き後、納税 - 担保制度関連

◎ 輸出入免許

◎ 税額審査

1) 事前税額審査(先核後放)

2) 事後税額審査(先放後核)

■ 課税標準及び関税評価

- ◎ 課税標準

- ◎ 関税評価

1) 概要

2) 留意事項

■ 品目分類及び税率

- ◎ 品目分類の体系

- ◎ 関税率の種類

- ◎ 輸入時に課せられる内国税その他

■ 輸出入の規制

- ◎ 輸出規定

- ◎ 輸入規定

■ 特殊通関

- ◎ 簡易通関

- ◎ 郵便物通関

- ◎ ATA Carnet(アタカルネ)通関

- ◎ 特送貨物の特殊通関(快遞通關)

- ◎ AEO 制度

■ その他の注意事項

- ◎ 輸入申告の時点 - 迅速通関の関連

- ◎ 貨物輸入の前の HS コードの予備審査

- ◎ その他